

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等
被害救済制度における救済給付の額の改定について

救済制度における給付金額について、平成24年4月1日より下記のとおり改定された。なお、葬祭料は改定なし。

	改定前 (H24.3.31以前)	改定後 (H24.4.1以降)
【医療手当】		
通院3日以上	月額35,700円	→ 月額35,600円
通院3日未満	月額33,700円	→ 月額33,600円
入院8日以上	月額35,700円	→ 月額35,600円
入院8日未満	月額33,700円	→ 月額33,600円
入院と通院がある場合	月額35,700円	→ 月額35,600円
【障害年金】		
1級	2,709,600円 (月額225,800円)	→ 2,700,000円 (月額225,000円)
2級	2,167,200円 (月額180,600円)	→ 2,160,000円 (月額180,000円)
【障害児養育年金】		
1級	847,200円 (月額70,600円)	→ 844,800円 (月額70,400円)
2級	678,000円 (月額56,500円)	→ 675,600円 (月額56,300円)
【遺族年金】		
	2,370,000円 (月額197,500円)	→ 2,361,600円 (月額196,800円)
【遺族一時金】		
	7,110,000円	→ 7,084,800円

※ 葬祭料は改定無し(201,000円)

平成24年3月30日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



予防接種法施行令等の一部を改正する政令の制定について

本日、平成24年政令第92号をもって標記政令が公布されたところである。その主な改正内容は下記のとおりであるので、貴職におかれても御了知の上、事務に遺漏なきよう取り図られたい。

記

1 改正内容

- (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、月額35,700円から35,600円に、月額33,700円から33,600円に引き下げる。こと。（第5条関係）
- (2) 機構が支給する障害年金の額を、障害の程度に応じ、2,709,600円から2,700,000円に、2,167,200円から2,160,000円に引き下げる。こと。（第7条関係）
- (3) 機構が支給する障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、847,200円から844,800円に、678,000円から675,600円に引き下げる。こと。（第9条関係）
- (4) 機構が支給する遺族年金の額を、2,370,000円から2,36

- 1, 600円に引き下げること。(第10条関係)
- (5) 機構が支給する遺族一時金の額を、7, 110, 000円から7, 084, 800円に引き下げること。(第11条関係)

2 施行

- (1) この政令は、平成24年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 平成24年3月以前の月分の医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月31日以前に生じた支給事由に係る遺族一時金の額については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)